

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-511629(P2005-511629A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-545267(P2003-545267)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 9/14

A 6 1 K 9/72

A 6 1 K 31/132

A 6 1 K 31/496

A 6 1 K 31/565

A 6 1 K 38/28

A 6 1 K 47/12

A 6 1 K 47/14

A 6 1 K 47/16

A 6 1 K 47/24

A 6 1 K 47/28

A 6 1 K 47/30

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/42

【F I】

A 6 1 K 9/14 Z N M

A 6 1 K 9/72

A 6 1 K 31/132

A 6 1 K 31/496

A 6 1 K 31/565

A 6 1 K 47/12

A 6 1 K 47/14

A 6 1 K 47/16

A 6 1 K 47/24

A 6 1 K 47/28

A 6 1 K 47/30

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/42

A 6 1 K 37/26

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月16日(2004.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

噴霧乾燥粒子を含有してなる医薬組成物であって、該粒子が持続作用ナノ粒子を含有し、該ナノ粒子が生物活性剤を含有し、約1ミクロン以下の幾何直径を有する、医薬組成物

。

【請求項 2】

前記ナノ粒子が約25nm～約1ミクロン以下の幾何直径を有する請求項1記載の医薬組成物。――

【請求項 3】

前記噴霧乾燥粒子が100重量%のナノ粒子を含有してなる請求項1または2記載の医薬組成物。――

【請求項 4】

前記噴霧乾燥粒子が少なくとも50重量%のナノ粒子を含有してなる請求項1または2記載の医薬組成物。――

【請求項 5】

添加剤をさらに含有してなる請求項1～4いずれか記載の医薬組成物。――

【請求項 6】

前記添加剤が、リン脂質、ポリペプチド、多糖、ポリ無水物、アミノ酸、ポリマー、タンパク質、界面活性剤、コレステロール、脂肪酸、脂肪酸エステル、糖およびそれらの組み合わせからなる群より選ばれる請求項5記載の医薬組成物。――

【請求項 7】

前記添加剤が生物活性剤である請求項5記載の医薬組成物。――

【請求項 8】

前記生物活性剤が、インスリン、エストラジオール、リファンピン、エタンプトール、ピラジンアミドおよびアルブテロールからなる群より選ばれる請求項1～7いずれか記載の医薬組成物。――

【請求項 9】

前記ナノ粒子が生分解性である請求項1～8いずれか記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記ナノ粒子がポリマーである請求項1～9いずれか記載の医薬組成物。――

【請求項 11】

前記生物活性剤が前記ポリマーナノ粒子に組み込まれている請求項10記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記組成物が呼吸に適する請求項1～11いずれか記載の医薬組成物。――

【請求項 13】

リン脂質含有生分解性粒子を含有してなる請求項1記載の医薬組成物であって、該粒子が約4ミクロン～約8ミクロンの幾何直径および約1ミクロン～約3ミクロンの空気力学的直径を有し、該粒子が約5重量%～約80重量%のナノ粒子を含有し、該ナノ粒子が約25nm～約1ミクロンの幾何直径を有し、該ナノ粒子がカルボン酸修飾ポリスチレンビーズである、医薬組成物。――

【請求項 14】

持続作用ナノ粒子を含有してなる請求項1～13いずれか記載の噴霧乾燥粒子の作製方法であって、該ナノ粒子が生物活性剤を含有し、約1ミクロン以下の幾何直径を有し、該方法が該ナノ粒子、またはナノ粒子を形成可能である試薬を含有する溶液を噴霧乾燥粒子を形成する条件下で噴霧乾燥させる工程を含む、方法。